

令和4年度福祉のまちづくり推進助成事業 実施要綱

1 主旨

この要綱は、社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う、令和4年度福祉のまちづくり推進助成事業について必要な事項を定める。

2 目的

この事業は、地域住民が主体的に取り組む福祉活動を支援し、その活性化を図ること及び地域住民自らが率先して展開する活動に対し、共同募金の財源を活用することで、その使いみちの明確化を図り、共同募金への理解を深めることを目的とする。

3 助成対象団体

助成対象団体は、尾張旭市内で福祉的な活動を行う法人格を持たない非営利の団体とする。ただし、次の団体を除く。

- (1) 活動の目的及び内容が、宗教的、思想的及び政治的な宣伝を意図する団体
- (2) 構成員が5名未満の団体
- (3) 反社会勢力と関係のある団体

4 助成対象事業

助成対象事業は、令和4年7月1日（金）から令和5年3月31日（金）までに尾張旭市内で実施する地域福祉活動事業とする。ただし、次に定める事業を除く。

- (1) 障害者総合支援法及び介護保険法にかかる事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 活動の目的及び内容が、宗教的、思想的及び政治的な宣伝を意図する事業
- (4) 事業内容が同一と判断される事業について、本会及び尾張旭市の助成を過去に3回受けた事業
- (5) 本年度中に他の助成を受けている、又は受ける予定のある事業
- (6) 反社会勢力と関係のある事業
- (7) その他、本会の定める事業として不相当と認められるもの

5 助成対象経費

助成対象経費は、事業に必要な経費とし、資材（備品は必要最小限のもの）の購入経費も対象とする。ただし、次に定める経費を除く。

- (1) 団体所属会員の互助、又はそれに類する目的にかかる経費
- (2) 人件費、家賃、光熱水費、通信費等の団体運営にかかる経費
- (3) その他、事業経費として不相当と認められるもの

6 助成金額

助成金額の総額は40万円とし、1団体当たりの助成上限額は8万円とする。

7 募集方法

募集は、社協だより及び本会ホームページにより行うとともに、尾張旭市の発行する広報おわりあさひへ掲載を依頼する。

8 申請方法等

助成を受けようとする団体は、令和4年5月27日（金）までに助成金交付申請書（第1号様式）を本会会長に提出するものとする。

9 審査方法

- (1) 第1次審査は、本会事務局において書類選考で行う。
- (2) 第2次審査は、公開プレゼンテーションによる審査会を行い、助成を申請した団体（以下「申請団体」という。）は、その審査会に参加しなければならない。なお、公開プレゼンテーション審査会は、令和4年6月18日（土）午前10時から尾張旭市保健福祉センターで開催する。

10 審査委員及び審査会

審査委員は、次の各号に掲げる者で構成し、審査会を行う。

- (1) 学識経験者
- (2) 共同募金委員会の運営委員
- (3) 本会関係者
- (4) その他本会会長が認めた者

11 審査結果通知及び助成決定通知

- (1) 第1次審査の結果は、本会会長が令和4年6月6日（月）までに第1次審査結果通知書（第2号様式）により申請団体に通知する。
- (2) 第2次審査の結果は、公開プレゼンテーション審査会の会場にて公表するとともに、本会会長が申請団体に助成金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

12 助成金の交付

助成が決定された団体は、助成金請求書（第4号様式）により、本会会長に助成金を請求する。本会会長は、助成金の請求があった団体に対して速やかに助成金を交付する。

13 事業報告

助成金の交付を受けた団体は、当該事業が完了したときは、助成金使途報告書（第5号様式）により、本会会長に対して10日以内に報告しなければならない。

14 交付決定の取消等

本会会長は、団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付決定の取消、又は交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 事業が適正に実施されなかったとき。
- (2) 事業所要額が助成交付額を下回ったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成を受けたことが判明したとき。